

犬と猫のマイクロチップの情報登録制度について

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 室長 野村環

■マイクロチップとは

「マイクロチップとは犬や猫など動物の個体識別をするためのもので、直径約 2 ミリ、長さ約 8～12 ミリの円筒形をした生体適合ガラスで包まれた標識器具です。15 桁のマイクロチップ番号のみが記録されています。」

マイクロチップを装着するメリットは？

「所有者情報を登録していれば、迷子になっても、保護されたときにすぐに身元が確認できます。また最近では地震や水害などの災害が増えていますが、そのようなときに飼い主とはぐれても、飼い主の元に戻る可能性が高くなります。これまでは、迷子になった犬猫の写真を避難所に貼り出し、連絡先の電話番号を書いてという方法がよくとられていましたが、マイクロチップを読めば飼い主を特定できるようになる、ということです。」

災害時だけでなく、盗難被害にあった場合にもマイクロチップで飼い主を確認することができます。

「猫の場合は、これまで、犬の狂犬病予防法に基づいた登録システムのようなものではありませんでした。ですから、猫については飼い主を明示するための新しい手法として活用できることになります。」

マイクロチップはどのように使用されるのか？

「リーダーと呼ばれる読み取り機を使い、マイクロチップに記録されている番号を読み取るという非常にシンプルな仕組みです。所有者情報が登録されているデータベースにその番号で照会し飼い主を特定します。」

このようなメリットや目的のために、現在、犬猫へのマイクロチップ装着と登録の義務化に向けた制度構築が進められています。

「マイクロチップ装着の義務化についての全体像をもう少しお話しします。目的としましては、先程お話ししましたように災害時や平時における所有者不明の犬猫の返還の効率化、あるいは返還率の向上に寄与することです。そこから、行政での収容や譲渡のコスト削減、犬猫の殺処分の抑制につながっていくと考えています。また、既存の民間が運営しているマイクロチップシステムでは、持ち主を特定するまでに複数の機関に問い合わせをしないといけない状態です。しかし国の方でデータを一元化することで、一回照会をすれば持ち主にたどり着けるようになります。もうひとつの目的は飼い主の犬猫の管理責任を明確にすることです。そこから犬猫の遺棄や盗難を抑止する効果につながると考えられます。」

マイクロチップの装着が義務化される対象は？

「まず、犬猫販売業者にマイクロチップの装着と情報登録の義務が課されることになります。マイクロチップをすでに装着した犬猫を譲り受けた場合は一般の飼い主も含め、登録されている情報の変更が義務化されます。注意点として、動物愛護団体で保護した犬猫や一般の飼い主がすでに所有している犬猫については、マイクロチップの装着は努力義務になりますので、装着していないからといって罰せられることはありません。ただし、先程お話ししましたメリットも踏まえて、そのような犬猫に装着した場合には情報の登録は義務となります。」

そのほか、ワンストップサービスと呼ばれる犬の登録における狂犬病予防法の特例措置が行われるそうです。

「環境大臣が指定した登録機関がマイクロチップ情報の登録や変更情報を受け取った場合、市町村からその情報が欲しいという求めがあれば通知することになっています。そして各市町村では、登録や変更登録を受けた日において、所有者から犬の登録申請があったとみなし、処理することになります。さらに、装着されているマイクロチップは、狂犬病予防法上でこれまで交付されていた鑑札のかわりとなります。」

■マイクロチップの装着・情報登録の流れ

「一般的な販売の流れとしては、まず、①犬猫繁殖者が獣医師にマイクロチップの装着を依頼します。つづいて②獣医師がマイクロチップを装着します。」

愛玩動物看護師法が今年5月から施行されるため、愛玩動物看護師の資格を持つ人もマイクロチップ装着を行うことができるようになるそうです。

「そして③装着を行った獣医師から犬猫繁殖業者へマイクロチップ装着証明書が発行されます。発行された証明書は④登録申請にて使用します。指定登録機関に所有者の情報登録をする際に、装着証明書の情報が必要になります。指定登録機関への登録後、⑤登録証明書が交付されます。この登録証明書は犬猫と一緒に⑥繁殖業者からペットショップへ販売や譲渡が行われます。その後ペットショップから一般客へ販売するときにも登録証明書をつけることになるのですが、その前に⑦ペットショップは繁殖業者からショップへの所有者の変更登録を行います。」

このように常に所有者の情報を更新していき、更新のたびに登録証明書が発行されるという仕組みになっています。

「所有者を繁殖業者からショップに変更登録して、⑧新たに交付された登録証明書をつけて、⑨一般所有者となる人への販売や譲渡を行います。新たに飼い主となる人は⑩自らの情報に変更登録をします。このようにして最終的に⑪飼い主の情報に変更された登録証明書が交付されることになります。」

これは犬猫に共通の流れになりますが、犬についてのみ、マイクロチップのデータを管理する指定登録機関に登録や変更登録の情報が入るたび、市町村に狂犬病予防法に基づき登録に必要な情報が渡されることになります。

(ワンストップサービス)。

「販売ルート以外の場合には装着は努力義務になるのですが、そちらの流れについても簡単に説明します。動物愛護団体や一般の飼い主の方が販売のときと同様に獣医師にマイクロチップ装着を依頼し、獣医師から装着証明書を受け取ります。装着そのものは努力義務ですが、装着した場合には登録が義務になりますので、指定登録機関に申請をして登録証明書の交付を受けていただく必要があります。動物愛護団体からマイクロチップを装着した犬猫の譲渡を受ける場合には、所有者の方は登録証明書とともに犬猫を譲り受け、指定登録機関で所有者の変更を行い、最終的に自分の情報が登録されている証明書を受け取ることになります。この場合にも犬においては変更登録があるたびに、指定登録機関から市町村へ変更された情報の通知が行われます。」

この、犬に対してのみ行われるワンストップサービスについて、さらに詳しい説明がありました。

「まず最初に、①動物病院などでマイクロチップを装着し、識別番号が決定します。そして②指定登録機関が運用するデータベースに情報を登録します。これは先程説明しました流れになりますが、あわせて、③指定登録機関へマイクロチップ登録の手数料を納めていただきます。そして指定登録機関の方では④犬に関する登録情報のみ、メールで1日1回市区町村へ通知を行います。ワンストップサービスに参加している市区町村の方では、⑤与えられたIDとPWを使い、それぞれの管内のデータベースに登録された情報にアクセスすることができる、という仕組みになっています。そこで⑥市区町村が管理する犬の登録台帳の情報と突合して、指定登録機関から送られてきた情報を犬の原簿に登録していきます。」

指定登録機関では犬や猫が拾得された場合、どのように返還するのか？

「所有者不明の犬猫を拾得した方は動物愛護センターや保健所に引き取りをお願いしたりすることになります。そのような場合には動物愛護センターなどから指定登録機関の方へマイクロチップ番号の照会をして、所有者の情報を得ます。その後所有者に発見の連絡を入れるという流れです。」

■その他

最後に、その他として、AIPO（動物ID普及推進会議）やJKCなど既存の民間の団体が法定登録をする方法についての説明がありました。

「法の施行日となる本年6月1日より前に、民間事業者が運営しているマイクロチップ登録制度に登録された犬猫の所有者は、所有者の方が希望すれば、環境大臣の登録を受けることができます。データ移行の手数料は無料です。また現在、指定登録機関の日本獣医師会がデータ移行を希望する方の登録を受け付けるための専用のWebサイトの構築を進めているところで、サイトは本年4月1日以降に公開される予定になっています。」

続いて、犬猫販売業者が本年6月1日より前から所有している犬猫へのマイクロチップ装着の進め方について説明がありました。

「法施行日より前からブリーダーやペットショップが所有している犬猫に対しても、マイクロチップを装着していただくよう省令で規定する予定です。装着の期限については調整中ですが、本年の施行日を目処に準備を進めていただければと思っています。こちらの場合も、施行日より前にマイクロチップを装着し、既存の民間事業者にて登録をした場合のデータ移行による登録手数料は無料です。データ移行においては販売業者の同意が必要になります。」

本年 6 月 1 日以降に犬猫を取得した場合のマイクロチップ装着・登録はどうなるのか？

「取得した日から 30 日を経過する日まで、または取得した日が 90 日齢以内であれば 120 日齢までに装着をしていただく必要があります。あるいは、販売がそれよりも前になる場合には販売する日までに装着していただきます。いずれか早い方の日までに、ということです。その後、登録義務がありますので、マイクロチップを装着した日から 30 日を経過する日まで、あるいは、販売する日までのいずれか早い方の日までに登録していただくことになります。法定手数料はオンラインの場合には 1 回 300 円、紙申請の場合には 1,000 円になります。マイクロチップの情報登録制度についてのお話は以上になります。ご清聴ありがとうございました。」

マイクロチップって何ですか？



令和3年12月2日

環境省 自然環境局 総務課
動物愛護管理室

目次

1. マイクロチップとは
2. マイクロチップの装着・情報登録の流れ
3. その他

1. マイクロチップとは

マイクロチップとは

マイクロチップとは、犬や猫など動物の「個体識別」をするためのものです。

- マイクロチップは、直径2mm・長さ8～12mmの円筒形の生体適合ガラスで包まれた子標識器具です。
- 固有の「15桁のマイクロチップ番号」が記録されています。

マイクロチップ



メリットは？

- 「迷子」になっても、保護されたときにすぐに身元が確認できます。
- 「地震」などの災害ではぐれたとしても、飼い主のもとに戻る可能性が高くなります。
- 「盗難」にあった場合も、飼い主を確認できます。
- 「猫の場合」は、狂犬病予防法で登録や注射が義務づけられていないことから、数少ない「飼い主明示」の手法となります。

マイクロチップはどのように使う？

- リーダー（読み取り機）を用いて、マイクロチップ番号を読み取ります。
- その後、所有者情報が登録されているデータベースとマイクロチップ番号を照合し、飼い主を特定します。



リーダー（読み取り機）

マイクロチップ（MC）装着義務化（概要）

目的

- ① 災害時・平時における所有者不明の犬猫の返還の効率化・返還率の向上
 - ➡ 行政の収容・譲渡コスト削減、犬猫の殺処分の抑制等
- ② 飼い主の犬猫の管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進
 - ➡ 遺棄・盗難の抑止等

義務化対象範囲

- ① 犬猫販売業者については、MC装着、情報の登録を義務化
 - ② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、一般所有者を含め、変更登録を義務化
- ※動物愛護団体、一般飼い主等が所有する犬猫については、MC装着は努力義務。装着後、登録は義務。

狂犬病予防法の特例措置（登録手続のワンストップサービス）

- ① 登録、変更登録等を指定登録機関が受けた場合、市町村長等の求めがあるときは、その情報等を通知
- ② 登録、変更登録等を受けた日において、所有者からの犬の登録の申請があったとみなす。
- ③ 装着されているMCは、狂犬病予防法上の交付された鑑札とみなす。

マイクロチップ（MC）の装着等の義務化

① 犬猫等販売業者へのMCの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス）

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、求めにより市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

（第39条の7）

④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

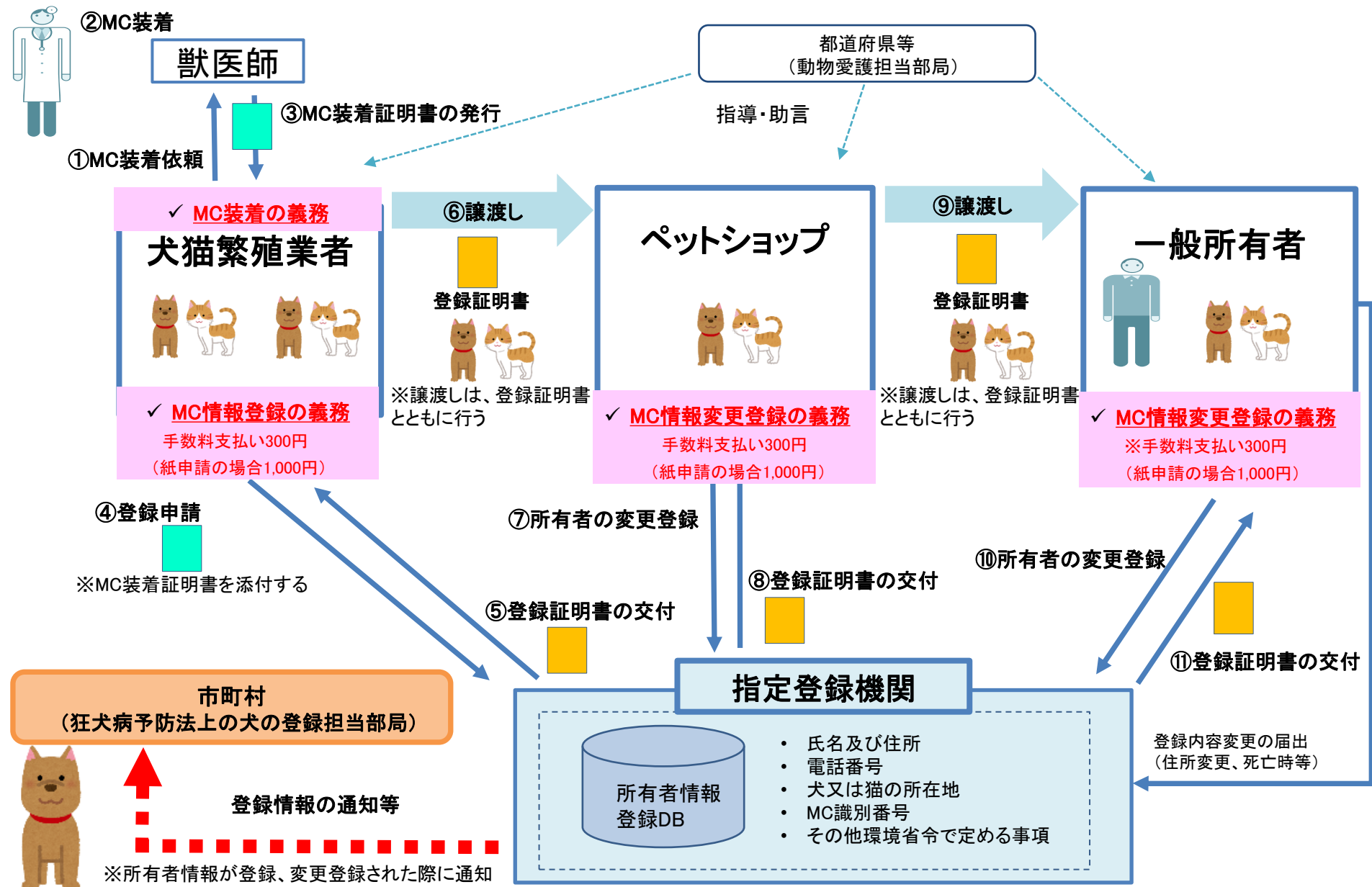
○環境大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

○環境大臣は、事業計画の認可、立入検査等を行う

（第39条の10～26）

2. マイクロチップの装着・情報登録の流れ

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)

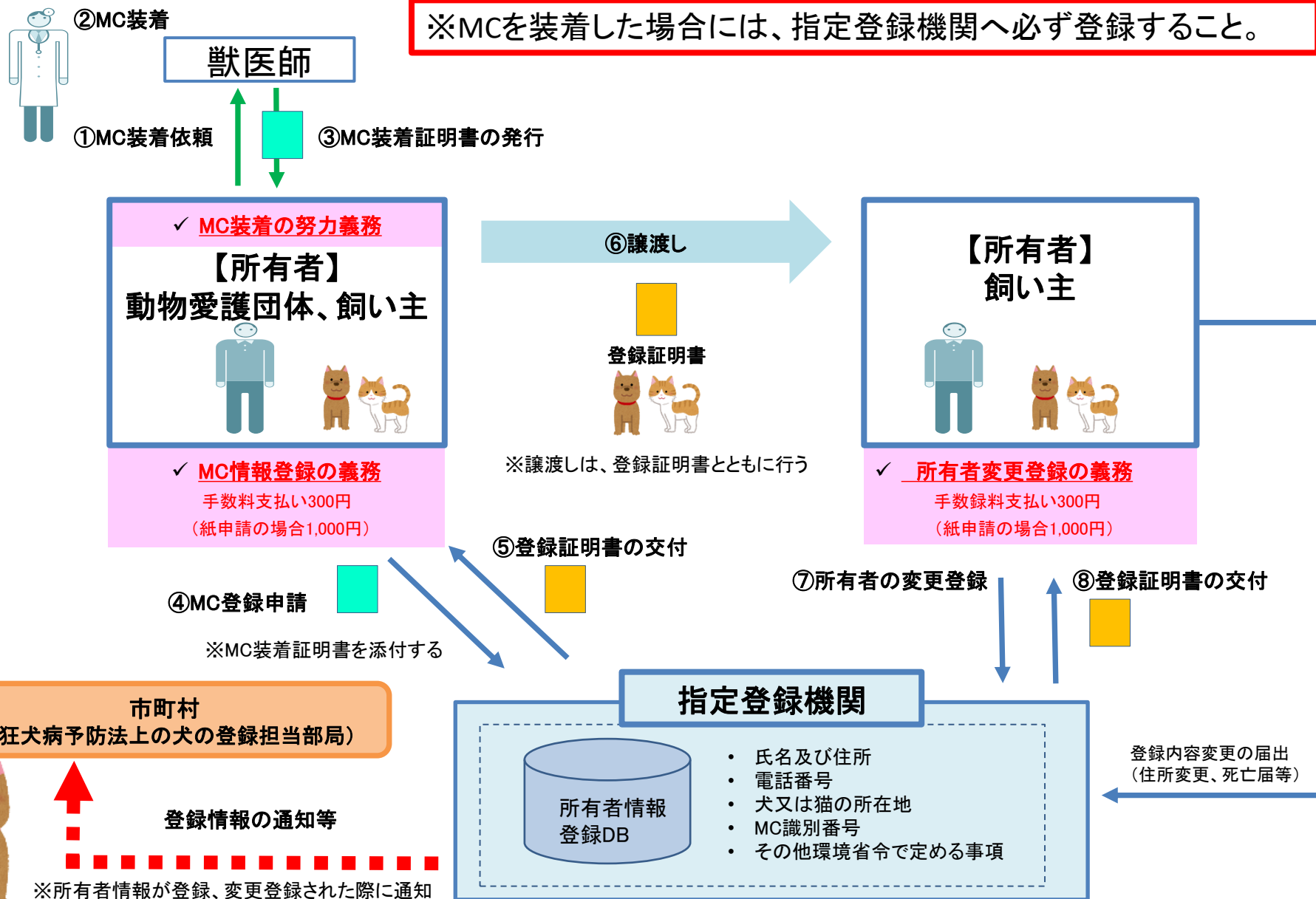


狂犬病予防法とのワンストップサービス

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)

※MCを装着した場合には、指定登録機関へ必ず登録すること。



狂犬病予防法とのワンストップサービス

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

ワンストップサービスの概要

ワンストップサービス（一連の手続きのひと）

犬猫等販売業者
犬猫所有者



①動物病院等でマイクロチップの装着
⇒マイクロチップの識別番号が決定



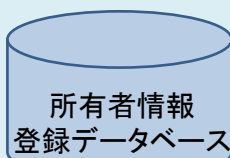
獣医師



②指定登録機関の運用するデータベースに情報登録
(市区町村への狂犬病予防法の犬の登録情報を含む)

③指定登録機関へマイクロチップ登録に関する手数料納付

指定登録機関



データベース登録される情報

- ・氏名及び住所
- ・電話番号
- ・犬又は猫の所在地
- ・マイクロチップ識別番号
- ・その他環境省令で定める事項

- ・指定登録機関でデータベースを管理
- ・犬の所有者からの登録情報に基づきデータベースに入力

ID

パスワード

事前に市区町村へ付与

④犬に関する登録情報のみメール通知(1日1回)
※市区町村の登録されたメールアドレスに通知

ワンストップ参加の市区町村
(狂犬病予防法の犬の登録担当部局)



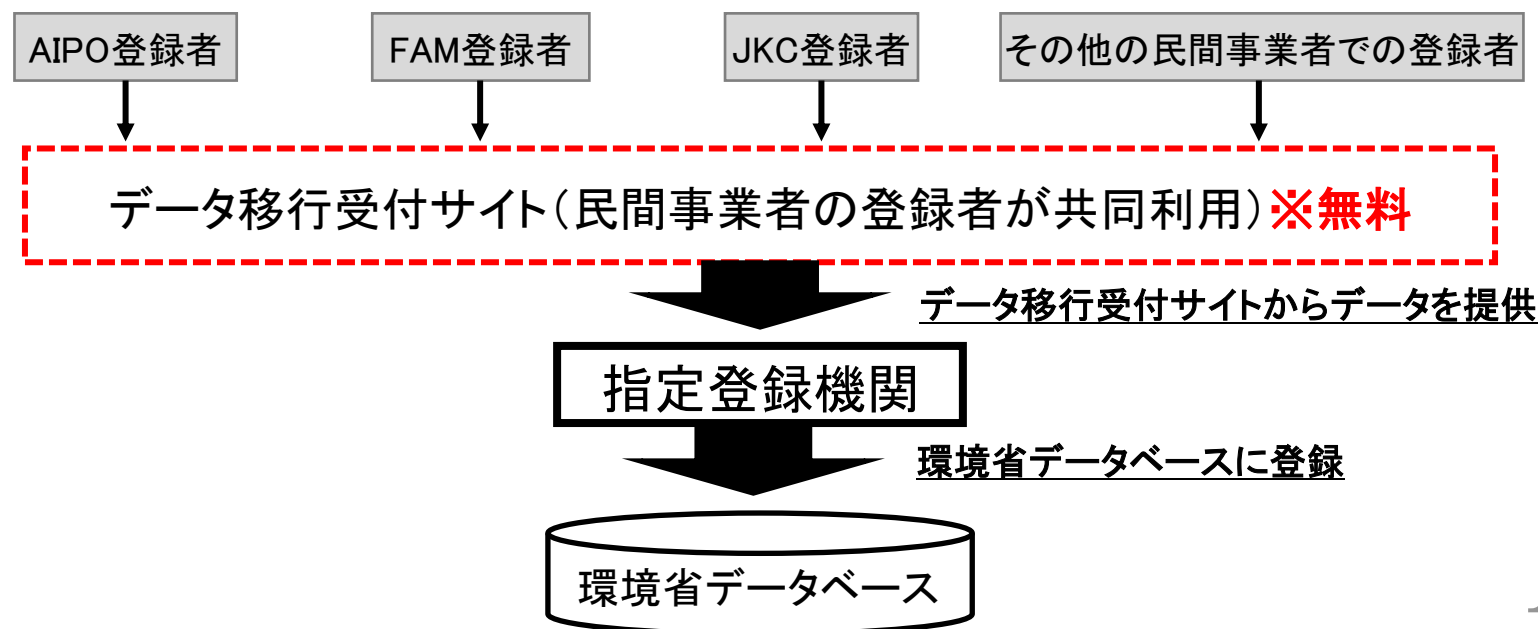
- ⑤データベースから所定のIDとパスワードを用いて登録情報の検索
- ⑥市区町村の管理する原簿(登録台帳)の情報と突合
- ⑦犬の登録原簿に追記・記録
- ⑧犬の所有者への登録等の情報提供・確認連絡

※必要に応じて、各自治体の手数料条例等に基づく手数料納付の案内

3. その他

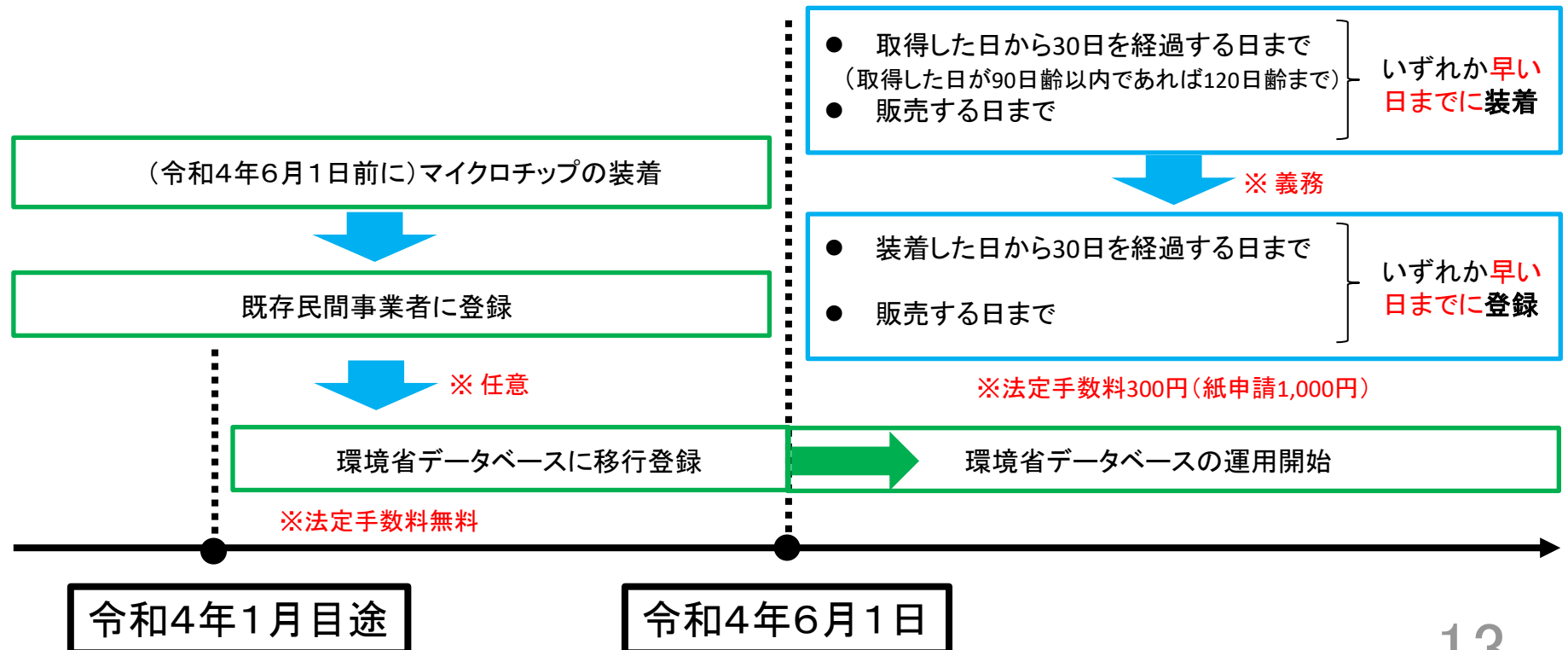
民間事業者で登録した場合における法定登録の方法

- 法施行日である令和4年6月1日前に、民間事業者が運営するマイクロチップ登録制度に登録された犬又は猫の所有者は、**所有者が希望すれば**、環境大臣の登録を受けることができます。
- 現在、指定登録機関である日本獣医師会が希望する方の登録を受け付けるための専用Webサイトを構築しており、令和4年1月以降に公開される予定です。
- 令和4年6月1日前にマイクロチップが装着された犬又は猫に対する環境大臣の登録は**無料**です。



法施行日前から犬猫等販売業者が所有している 犬又は猫へのマイクロチップの装着・情報登録

- 法施行日である令和4年6月1日より前から、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが所有している犬又は猫に対しても、マイクロチップを装着するよう、省令で規定する予定です。
- マイクロチップを装着する期限については調整中ですが、**施行日を目途に準備を進めて**いただくようお願いします。
- なお、マイクロチップを令和4年6月1日前までに装着し、民間事業者で登録した場合には、法定登録は**無料**になります。





ご清聴いただきありがとうございました。